

介護福祉士の資格取得後のキャリアアップ及び専門性の高度化に向けた調査研究事業

一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構（報告書 A4 判 247 頁）

事業目的

- ・ 認定介護福祉士は、2007 年の社会福祉士及び介護福祉士法改正時の国会付帯決議（2007 年 4 月・11 月）、厚生労働省「今後の介護人材の養成の在り方に関する検討会報告」（2011 年 1 月）等に基づいて創設された仕組みである。
- ・ 介護福祉士に資格取得後の継続的な教育機会を提供し、介護福祉士の資質向上を図ることで①利用者の QOL の向上、②介護と医療の連携強化と適切な役割分担の促進、③地域包括ケアの推進等の介護サービスの高度化に対する社会的要請に応えていくことを目的としている。
- ・ 認定介護福祉士は、「ニッポン一億総活躍プラン」が推進する介護人材の中核的な役割を担う介護福祉の専門性の高度化による資質の向上、ならびに今後ますます希少となる介護人材の確保と効果的・効率的な運用に資するものであり、認定介護福祉士養成研修の早急な普及を図ることが求められている。そのためには、介護福祉士が身近な地域で働きながら研修が受講できる環境の整備と、研修の質の担保策を講ずることが必要不可欠である。また、「全国厚生労働関係部局長会議」の資料においても、認定介護福祉士の仕組みが明記されるなど、国の施策としても推進されているところである。
- ・ 本事業は、各地の多様な教育資源（事業者団体、介護福祉士養成校・大学、職能団体等）を活用して研修が行われることで、介護福祉士が身近な地域で働きながら認定介護福祉士の研修が受講できる環境整備を進めると同時に、研修の質を担保することを目的とするものである。
- ・ 平成 29 年度には、認定介護福祉士養成研修の教材等を開発するにあたっての教材の種類や各教材の作成内容について、全科目の方針を整理した。そのうえで、養成研修の前半の内容にあたる 3 領域（6 科目）を対象とした、認定介護福祉士養成研修を実施する各教育機関で活用する「講師向けの研修の企画・展開の手引き（以下、「ガイドライン」という）」や受講者向けテキスト等を開発した。
- ・ 平成 30 年度には、引き続き養成研修全 22 科目の後半にあたる 7 領域（16 科目）を対象とした各教育機関で活用するガイドラインを開発するとともに、映像や web を活用した教材のあり方の検討を踏まえた教材資料集を開発することとした。

事業概要

1 本事業の実施方法

本事業の実施に当たっては、以下のような会議体を設置し、それぞれの会議体の責任において作業等を進めて頂きつつ、当該事業を進めるために必要となる、各会議で行われた議論の経緯の整理やガイドラインの作成等の補助業務について、中央法規出版株式会社に委託してこれを実施した。

(1) 推進委員会の設置

事業全体の方向性の確認、部会等の進捗確認、成果物及び報告書の確認等を行うた

めに設置し、これを実施した。

(2) 教材開発部会の設置

推進委員会の下で、ガイドライン等の開発方針の検討、ヒアリング調査等の実施、レベルの均一化に向けた調整等を実施するために設置し、これを実施した。

(3) 調整会議の設置

教材開発部会における機能を実務的に担保するために設置し、各科目のガイドラインのレベル間の調整等の実務等を行った。

(4) 領域別部会の設置

教材開発部会の下で、認定介護福祉士養成研修に係る各科目のガイドライン等の具体的内容の検討や作成を行うために設置し、これを実施した。

2 ヒアリング等の実施

認定介護福祉士養成研修科目の妥当性等を確認すること等を目的として2名の有識者に対しヒアリングを実施するほか、任手介護福祉士養成研修の講師会に参加する等して、情報収集を行った。

3 ガイドラインの開発

前年度未完成の7領域16科目についてのガイドライン等の検討・開発を行った。また、前年度に作成を行った科目についても、これらの検討の内容を踏まえて内容の追加や一部修正を行った。

4 教材資料集の作成

映像やwebを活用した教材の在り方の検討を進め、2科目分の教材資料集を作成した。

事業結果

1 ガイドライン等の作成

次の方針でガイドライン等を開発した

- ・ 科目ごとの特性や必要性に応じて、①新規テキスト作成、②既存テキストの推奨・提示、③活用事例案の提示（研修における演習時の事例案）、④ガイドライン、⑤「習得すべき知識」の提供、⑥その他を行う。
- ・ 新規テキスト作成については、「認定介護福祉士概論」については昨年度に行っており、他の科目については、領域別部会での検討により必要性が認められれば作成を依頼する。新規テキスト作成を行わない科目については、既存テキストの推奨・提示を依頼する。
- ・ 各科目のガイドラインの作成は必須とする
- ・ 研修（特に演習等）で活用できる活用事例案の提示についても、必要に応じて検討する。
- ・ 「含むべき教育内容」については、各教育内容が「介護福祉士」として既に学んでいる内容なのか、「認定介護福祉士」レベルの内容なのかを分析し、その内容が、①認定介護福祉士として（介護福祉士レベルと比べて）知識の「広がり」「深さ」「応用」のいずれに該当するものなのか、②内容が「理論的」「技術的」なものなのか、も可能な限り明示したうえでガイドラインを整理する。
 - ・ 上記を踏まえつつ、各科目30～50程度の習得すべき知識案を作成する。その際、作成にあたっては、科目の内容全体をカバーし、認定介護福祉士レベルとして習得しておくべき知識について文章で列挙する。

2 認定介護福祉士養成研修科目としての基本的考え方の整理

- ・ 認定介護福祉士養成研修と介護福祉士の教育課程や介護福祉士の既存テキスト等と

比較したうえで、認定介護福祉士に求められる新しい知識、実践面等で応用が求められる知識やスキルを明示化することにより、受講者自身が学習の内容等を自覚化できるようになるとともに、認定介護福祉士養成研修の実施機関や担当講師にとっても、研修で教えるべき新規の知識と研修で活用すべき既存の知識（介護福祉士として既に学習している知識）が明確化することを目的として、科目ごとに「認定介護福祉士養成研修科目としての基本的考え方」を整理した

- ・ 認定介護福祉士養成研修の科目ごとの教育内容等の要素について、3つの知識領域の分類「①factual knowledge domain（事実に関する知識領域）」「②theoretical knowledge domain（メカニズムや理論に関する知識領域）」「③practical knowledge domain（臨床や実践に関する知識領域）」と skill（技術）のそれぞれどこに該当するかを検討・整理を行い、ガイドライン作成に活用した（参考文献：Pamela Trevithick, Social Work Skills And Knowledge 3rd Ed, Open University Press, 2012）。
- ・ 科目ごとの「認定介護福祉士養成研修としての基本的考え方」については、「研修の企画・展開の手引き」（講師用ガイドライン）の一つの項目として加えているが、本文表記上、「①factual knowledge domain（事実に関する知識領域）」はFKD、「②theoretical knowledge domain（メカニズムや理論に関する知識領域）」はTKD、「③practical knowledge domain（臨床や実践に関する知識領域）」はPKDとしている。

3 教材資料集の開発

- ・ 認定介護福祉士養成研修を広く展開していくためには、統一的な教材としてテキストの存在は必要性が高いが、その際、介護福祉士が身近な地域で働きながら認定介護福祉士の研修が受講できる環境整備を進める必要性が高いことを踏まえる必要があることから、より効率的・効果的な映像やwebを活用した教材の在り方を検討した。
- ・ その結果、ガイドラインを作成するにあたって整理した各科目の「科目の展開例」に応じて、活用すべき教材資料をコンテンツとして整理し、これを取りまとめた教材資料集を整理することとし、平成30年度には当該教材資料集を、「認定介護福祉士としての介護実践の視点」と「地域における介護実践の展開」の2科目について開発した。

4 今後の課題

- ・ 教材や事例の開発
本事業により、認定介護福祉士養成研修の「研修の企画・展開の手引き」（講師用ガイドライン）が開発されたことは一定の成果である。この成果を踏まえ、研修実施機関や講師の質的担保、受講者の学習利便性を高めるために、各科目の教材等を更に充実させていく必要がある。このために、教材としてのテキストや教材集の開発、自職場学習を可とする時間が設定されている科目についての自職場課題や e-learning教材等の開発に、今後取り組む必要がある。
- ・ 各養成研修の講師との研究協議・FD
各研修実施団体で行われている研修の質を向上させるため、講師（候補者含む）を対象によりよい教授法・教材等について研修や研究協議の場を設ける必要がある。それぞれの教授法・教材等について研究協議、経験交流を進めるなかで、今回作成したガイドラインの内容や教材を豊富にしたり、ガイドラインの充実を図る等、研修が継続的に発展していく取り組みを進めていく必要がある。
また、認定介護福祉士受講者となった者が、研修の補助者としてグループ協議を支援するファシリテーター等となって、後進を育成する役割を發揮できるよう後押ししていくことも必要である。

- ・ 認定介護福祉士養成研修認証基準の検証
2か年の研究成果を踏まえて、機構として認証基準の検証に早期に取り組むことが望ましい。その際、地域共生社会の実現にむけた動向や、介護福祉士新カリキュラムとの関係という視点も加味する必要がある。
- ・ 認定介護福祉士養成研修の普及・拡大
認定介護福祉士養成研修は着実に広がりを見せてはいるものの、社会の要請に応えていくためには更なる養成研修の普及・拡大が求められる。本事業の成果はこのための一助になるものの、養成研修の普及・拡大のために必要な事項を把握するとともに、研修実施機関の研修運営についてサポート等も不可欠となっていく。従って、養成研修運営の課題把握と養成研修運営のサポート体制構築も今後の検討課題である。
- ・ 認定介護福祉士取得後の実態調査
モデル事業を含めて既に認定された認定介護福祉士が、認定介護福祉士として事業所や地域の現場のなかでどのような実践を行っているのかについての実態を把握することにより、養成研修の内容や教育方法等について更なる充実に繋がるものとする。

事業実施機関

一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構
112-0004 東京都文京区後楽 1-1-13 小野水道橋ビル 5階
電話 03-5615-9499